

## 第5回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

1 日 時 平成15年10月23日(木) 午前9時4分～午後0時22分

2 場 所 岡山市役所 本庁舎3階 第3会議室

3 出席者

委 員：奥田委員、兼松委員、蜂谷委員、平松委員、福田委員、横田委員

環境整備協会：八田代表理事、流郷常務理事、岡本業務部長

岡山市：井口助役、小林環境局長、井上下水道局長、守屋環境事業部長、河内経営総務部長、渡辺建設部長、渡辺事業管理課長、成石事業管理課主幹、三宅事業管理課長補佐、小寺総務法制課員、その他関係部局職員

事務局：保崎環境総務課長、多田環境総務課長代理、岩本環境総務課主事

4 傍聴者 2人

5 会議の概要

(1)開 会

奥田委員長から、意見のとりまとめに先立ち、十分な情報を得るため協同組合岡山市環境整備協会から補足説明を受ける必要があるとの判断が示され、環境整備協会からの意見聴取については会議を公開とし傍聴を許可することについて提案があり、了承され、傍聴者入室。

(2)環境整備協会からの意見聴取

### 環境整備協会の補足説明

まず、協会より補足説明文と協会の見解文が提出され、代表理事から補足説明の項目について説明がなされ、その後、各項目について概略、次のとおりの説明がなされた。

### 【一般廃棄物の処理が市町村の固有事務とされていることについて】

代表理事：廃棄物処理法において一般廃棄物処理に関する事務が市町村の固有事務とされている大きな理由は、ごみやし尿の適正処理について責任を持ってない住民に処理責任を負わせると、産業廃棄物以上に不法投棄を助長させ環境を悪化させるため、市町村に処理責任を持たせ廃棄物の適正な処理を実現しようと

しているということについて、環境省廃棄物・リサイクル対策部への意見書（別添資料）を参照しながら説明がなされた。

#### 【代替業務は「転業支援のための業務提供」か「損失補償」か】

**代表理事：**静岡地裁の判決文を精読すると「合特法」が転業支援のみを目的とし、損失補償の側面を否定したとすることについては無理がある。現状の多くの事例は「合特法」の趣旨を尊重し、転業支援と同時に損失補償の考え方に基づき補償が行われてきた。静岡地裁のケースも原告（事業者）は過去において静岡市より永年にわたり交付金の支給、代替業務の提供等の補償を受けてきた経緯がある。そのもとで出た判決であり、合理化特別措置法自体を判断した判決ではない。一般廃棄物処理が市町村の固有事務だからこそ、損失補償あるいは代替業務とつながってくるのだという原点を是非御理解していただきたい。

#### 【「固液分離業務」と「中継輸送業務」は本来的な代替業務といえるか】

**代表理事：**固液分離業務は、し尿浄化槽の処理施設の能力不足により、不法投棄を避け適正に処理するため、岡山市の依頼により実施したものであり、当初より代替業務として提供されたものではない。当該浄化槽汚泥処理システムは「浄化槽の清浄方法」「し尿浄化槽汚泥の処理方法」「有機肥料の製造方法」の特許から成り立っており、その有効期限は最長のもので2006年までである。また、岡山市からの要請による高屋の浄化槽処理センターの土地代約9,000万円を含む建設費用は約1億7,000万円であり、この補償は岡山市より20年以上になるので確証はないがなされていないと考えている。このことから考え、固液分離業務を代替業務とすることはいささか無理があるのではないかと思う。

し尿中継輸送業務については、当時の道路事情（未舗装と交通停滞）の悪化により、処理場への所定時間内搬入が困難となり、し尿収集が停滞し市民に迷惑をかける事態に陥ったため、岡山市内の浜野に貯留槽を設置し、処理場までの中継輸送を開始したことによる。貯留槽は当協会所属の組合員が協力し、その会社内に設置し、協会が大型車を購入し輸送に当たったものである。現在は下水道の普及によりし尿収集量が減少したため、貯留槽は廃止され、し尿の中継輸送は中止されている。

もう一方、浄化槽汚泥の中継輸送業務は岡山市周辺地区の浄化槽汚泥の増加により、一宮浄化センターの処理能力を超える事態となったことから、同所から当新田浄化センターへの中継輸送を行い、オーバー投入による不法投棄を回避するものである。

これらは下水道の整備に伴う代替業務の提供ではなく、市の固有の事務であ

る一般廃棄物を適正に処理するために許可業者として、市の要請に対し、施設、機材、人員を提供し協力したものである。その当時はこれしかなかったと思われる。

#### 【「代替業務」の内容を定義して計算する必要性について】

**代表理事：**包括外部監査報告を作成するに当たり、代替業務を明確に定義した上で、具体的な代替業務の数字を上げて使用し、公表すべきではなかったか。代替業務を根拠なく過大に評価し、約40億円であると論じることが客観性、正確性に欠けると思う。岡山市が示した代替業務のうち、固液分離業務、中継輸送業務は当協会としては代替業務でないと考えており、また三和日応寺地区第一、第二処理場保守点検調整業務及び余剰汚泥引抜業務は浄化槽であり、本来代替業務ではないはずである。なお、他の業務においても代替業務と解釈できないものが多々ある。以上を勘案すると、代替業務は岡山市の主張する約40億円ではなく、約8億6,000万円程度になる。この裏づけについては我々も持っており、必要であれば市の方に提出したい。8億6,000万円ジャストだというつもりはないが、これが我々の見解だ。

#### 【「代替業務」による留保利益について】

**代表理事：**市及び協会の双方は代替業務の総額を十分検討し、双方明確に確認すべきである。その確認された代替業務の総額をもとに、過大な利益かどうかを論ずるべきであると思う。分母たる代替業務の定義と総額を確定せずして利益があるのかわからないのかということも論じて意味はないと思う。40億円に対する利益なのか、約8億6,000万円に対する利益なのかがポイントである。

当協会は、代替業務として妥当な額を約9億円弱と考えており、仮に売り上げに対し税引き前利益率を10%と仮定すると約9,000万円となる。実効税率を30%とすると、税引き後利益は約6,300万円となる。協会の平成10年度末の純資産は約27億円であり、これに占める比率はわずか2%強である。包括外部監査人が指摘するほど過大な利益が代替業務により蓄積されたとの事実はないと考える方が自然である。

ここで、「代替業務による利益がいくら協会にあるのか」という御質問もあると思われるが、企業で事業ごとにいくらの利益が出ているかということを経理上区分するというのは非常に困難であり、だからこそ「仮に利益率を10%と仮定すれば」ということしかいえないのではないかと思う。

もう一点、前回の委員会でも、代替業務以外の事業で利潤を求めることについて議論がなされているが、これは、社会の発展のためには取引コストの低減、

あるいはコミュニケーションコストの低減ということが不可欠であり、その指標として利潤というのが非常に大切なものであるという一般論を述べたものであるという点を御理解いただきたい。

#### 【包括外部監査結果の客観性、科学性、妥当性について】

**代表理事：**これまで御説明してきた点を踏まえて、我々は、包括外部監査人が主張する「合法性が疑われる」との報告書の結論は、甚だ妥当性を欠き、当協会の信用及び名誉を著しく傷つけるものであると考える。

#### 【包括外部監査に対する岡山市の対応について】

**代表理事：**包括外部監査人に対し、岡山市の行政担当者は事実調査を十分しないまま、予断に基づく誤った事実を説明し、他方包括外部監査人の意見に対しては行政担当者としての主体性を欠き迎合的に従来 of 解釈を変更し、安易に包括外部監査人の解釈を是とする結論を述べた。しかも、行政担当者は、留保つきながら誤った事実や誤った解釈を岡山市議会において述べたのみならず、岡山市のホームページで公開するなどしたが、これは行政としての本来あるべき中立性、客観性、科学性に著しくもとるものである。

#### 環境整備協会の説明に対する質疑応答

##### 【協会の意思決定機関について】

**委員：**協会の中の意思決定機関はどんなものがあるのか。

**代表理事：**理事会とか総会があり、当然すべて議事録をとっている。

**委員：**必要があれば見せていただけるか。

**代表理事：**はい。

##### 【代替業務以外の事業で資産を形成したという主張の根拠について】

**委員：**代替業務ではない事業によって資産を形成したという帳簿があるか。

**代表理事：**代替業務とそれ以外の事業とに経理を区分した帳簿はない。それは難しい。委員の先生はどのように思われるか。

**委員：**難しいと思う。しかし、資産が代替業務によって形成されたのではないと主張されるのだから、何か根拠があるのかと思った。

**代表理事：**今後区分しましょうということなら可能だが、過去27年間にわたって区分したものをいわれても難しい。だから、「利益率を10%と仮定して利益を算定すれば」という話になる。

## 【「固液分離業務」と「中継輸送業務」が代替業務かどうかについて】

- 委員**：岡山市としては、この二つの業務を代替業務と考えているのか。
- 岡山市**：この業務を開始した時点では、確かに「他にかわる業者がない」という意味で、本来的な随意契約であったと考える余地もあるが、この長い経過の中、「代替業務でこの仕事を」という協議とか、確認の文書の中で代替業務と位置づけて委託してきたという経緯もある。この問題は、この委員会の第三期のテーマである「過去の清算」を審議していただく段階で、考えて、検討をしていただかなければならない課題であると認識している。
- 代表理事**：認識が違うと思う。基本的に代替業務ではない。ただし、交渉の経過の中で、今から数年前とか5年前の範囲内において、文書を交わしたいきさつもある。しかし、40億円と言われるとすれば、我々としても筋を通した主張を展開せざるを得ない。
- 委員**：今、双方同席の上で話を聞いて初めて、非常に見解が違うということがわかった。随意契約理由は、「そこでないとできない業務である」ということもあるが、「合特法に基づく代替業務である」ということもある。このことについて市当局と、もう一方の契約の当事者である協会に見解をお聞きしたい。
- 代表理事**：今まで信頼関係に基づいて市当局と交渉をしてきて、その結果として、市との妥協点ということで「随意契約で代替業務を」という文書を交わしている。それは尊重しなければいけないと思う。しかし、27年前のことを一方的に言うのは、これは違う。
- 岡山市**：その当時は本来的な随意契約であったと考える背景もあったことは認識している。しかし、もう一方で、代替業務にするかどうかということは、国が示している業務について言えば、当事者同士が協議して決めれば代替業務になるということもあり、代替業務と決めたら決めないかということも重要なポイントではないかと思っている。そして、その協議の中で代替業務と決めてきたという経緯がある。
- 代表理事**：今の話だと、決めなかったものは代替業務ではないと理解してよいのか。
- 岡山市**：代替業務と決められたものについては代替業務であると考えている。決めなかったものは代替業務ではないのかという点は考えていかなければならない。
- 代表理事**：決められたものは代替業務であり、決めなかったものは考えるというのは、理が通らない。40億円というものを一方的に出して、我々の意見も聴取せずに公表されたということになると、我々としても、原点に立ち返って反論せざるを得ない。これにこだわっているわけでもないが、筋としてお話ししている。
- 委員長**：今の議論も大事だが、全部追跡して裁判官的な立場で、どちらが正しいというような評価を短時間にやることは到底無理だ。この委員会の使命は、市長からも言われたように、過去の歴史は大事にしなければいけないけれども、

これから前向きに、どういうふうに合理的に筋を通し、また一般市民にわかりやすく説明できるような内容にしていくかということが大事だと思う。今の議論の、人間の信頼感であるとか、そういう問題も非常に大事なことはあるが、やっぱりお互いの仁義みたいなものだけでは困る。ちゃんと市民に説明できるような堂々たるものにしていかなければいけない。それが、我々委員会が進んでいくべき方向だと思っている。

#### 【財務諸表の提出について】

**委員**：協会は、組合業者相互の事業経営の健全な発展とその連絡のためにつくられたという点で、単純な私企業ではなく、いわば半公共的な団体だと思う。弁護士会もそれなりの財務諸表を持っており永久保存している。なぜ、協同組合である協会の財務諸表が出せないのか。

**常務理事**：協同組合は弁護士会と異なり公益法人ではない。だから法律上、決算書を提出しなければならないということはないと思う。

**委員**：法律で出す出さないではなく、今回、40億の代替業務で資産形成したのではないと主張されるのであれば、それを裏付ける資料として提出される意思はないのかということ。

**代表理事**：約9億円の代替業務の利益率を10%と仮定すると、利益は約9千万円。税を引くと約6千万円あまり。これは協会の資産約27億円の2%強。残り98%は無関係であり、そのような決算書で何を分析するのか、誤差の範囲内であり分析できないのではないかと、我々としては今の説明で御理解いただけるものと考えている。

#### 【「固液分離業務」と「中継輸送業務」の確認文書について】

**委員**：市にたずねるが、これら二つの業務が代替業務だという主張の根拠は昭和58年の協会からの文書に書いてあるということが根拠か。

**岡山市**：昭和58年8月17日の協会からの代替業務提供要請書の中に、これら二つの業務が入っている。

**委員**：その後、これは違うとか、これを変わるといった公的文書はあるのか。

**岡山市**：そのような文書はない。

**代表理事**：岡山市に対する要請書は多くあるが、要請すればすべて代替業務になるのか。また、なぜ合意書が交わされていないのか。

**岡山市**：当時、担当部署は代替業務として提供していたと考えるが、合意書という形では残っていない。

**代表理事**：この要請書はあっても、当事者間で代替業務と位置づけた文書はない。市との話し合いの中で平成11年以降はあるとしても。

## 【代替業務による留保利益の処分について】

**委員**：我々は、先ほど委員長が言われたように、今後を考えていかなければならない。そこで一つお聞きしたいのは、代替業務による利益を協会として内部留保されているが、この内部留保金を今後どのようにされるおつもりか。

**代表理事**：市当局と協議して、筋道の通った解決をすべきだと考えている。

**委員**：市との協議が終われば、組合員に分配していくということか。

**代表理事**：分配するのが正しいのか、補償という考え方に立って補っていくのがよいのか、たとえば減車補償に連動させるとか、いろいろあると思う。市と協議して、協会内部の総会にかけて承認するということになると思う。

**委員長**：長時間にわたりご苦労さまでございました。

**代表理事**：どうもありがとうございました。

### 協会に対する意見聴取終了

この後、委員長が委員会内部で自由な意見交換をして意見をとりまとめるため、委員会関係者以外の退席を要請し、暫時休憩に入った。

### (3) 意見とりまとめ

再開後の意見交換は、市当局、協会、傍聴者、報道関係者すべてが退席して非公開で行われた。

### (4) 閉会

次回委員会(平成15年11月20日の予定)までに、委員会としての意見を「論点整理」の形で公表することを決定して閉会した。